

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和 7 年度）

住 所 仙台市青葉区木町通一丁目 4 番 1 5 号

事業者名 仙台市交通局
代表者名 交通事業管理者 吉野 博明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー設備を用いた役務の提供	渡り板による乗降支援。	車いすのお客様等に対し、渡り板による乗降支援を実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声掛け運動	・地下鉄を安全に安心してご利用いただくとともに、事故を未然に防止するため、高齢者や身体の不自由な方に対し積極的に声掛けを行う。	・日頃から積極的な声掛けを実施している中で、「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンに合わせ、声かけ・見守りの強化月間を設けて対応した。
サービス介助士の管区駅配置	・移動に制約があるお客様に安全・安心してご利用いただけるよう、各管区駅にサービス介助士の資格を有した駅務助役を配置し、各駅においてお困りのお客様がいた際は対応するとともに、駅務員のバリアフリーに関連する指導・助言ができる環境を整備する。	・サービス介助士の資格を持つ駅務助役がそのノウハウを駅務員に伝達し、車いすのお客様などに対し列車の乗降のお手伝いを実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー情報提供	地下鉄南北線・東西線におけるバリアフリーの取り組み状況やバリアフリー設備について、交通局ウェブサイトなどで情報提供する。	バリアフリーに関する取り組み状況などについて、交通局ウェブサイトにて情報提供を行った。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高速鉄道全体集合研修の実施	・お客様に地下鉄を快適にご利用いただくため、接遇のスキルアップを図り、バリアフリーやノーマライゼーションについての理解を深めることを目的として、サービス向上研修を実施する。	・異常時を想定した案内放送やお客様から求められているホスピタリティについて外部講師を迎え研修を実施した。
外部接遇研修の実施	・更なる知識や技術の向上を図るため、局内での実施が困難なものや先進的取り組みについて、外部機関の研修を受講する。	・盲ろうの方を講師に迎え当事者としての体験談や盲ろうの方と接する際のポイントについて研修を実施した。
駅係員介助研修の実施	・高齢の方や身体の不自由な方が、安全かつ安心して地下鉄をご利用いただけるよう、接客や介助のスキルアップを図る研修を実施する。	・定期教育訓練において、接遇・介助研修を実施し対応スキルの向上を図った。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
マナー啓発活動	マナー啓発活動として、キャンペーンを計画的に実施するとともに、マナー啓発ポスター・ステッカーを継続して掲出する。	マナー啓発キャンペーンを計画的に実施するとともに、マナー啓発ポスター・ステッカーを継続して掲出した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

・小学生を対象とした交通バリアフリー教室を実施した。 令和7年9月4日 黒松小学校：5年生 62名 ・高齢者と身体の不自由な方等との意見交換会を開催した。当事者から直接意見を聴取し、情報を共有するとともに、今後の取り組みに活かしていく。

(3) 報告書の公表方法

交通局ウェブサイトに掲載

(4) その他

仙台市バリアフリー基本構想に基づき、第3期仙台市交通局バリアフリー特定事業計画を策定・実施している。
--

Ⅱ. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和8年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	36 144 編成 (両)	36 144 編成 (両)	36 編成	0 編成	0 編成	36 編成	36 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	36 144 編成 (両)	36 144 編成 (両)	36 編成	0 編成	0 編成	36 編成	36 編成

平成15年4月16日付
国鉄業第7号、国鉄技第18号
に係る報告様式

事業者名 仙台市交通局

事業者名 仙台市交通局

(令和8年3月31日現在)

(令和8年3月31日現在)

(令和8年3月31日現在)

改正前の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)(令和3年7月施行前の基準への適合状況)	改正前の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)(令和2年4月施行前の基準への適合状況)	車椅子スペースの数が改正前の公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数(令和3年7月施行前の基準への適合状況)	車椅子スペースの数が改正前の公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数(令和2年4月施行前の基準への適合状況)	案内装置のある編成数 (令和2年4月施行前の基準への適合状況)
編成 (両)	36 編成 144 (両)	編成	36 編成	36 編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
0 編成 0 (両)	36 編成 144 (両)	0 編成	36 編成	36 編成

[illegible]

第32条第8項以外、公共交通移動等円滑化基準省令に適合するもの		運行情報提供設備のある編成数
0 編成 0 (両)		36 編成
編成 (両)		編成
編成 (両)		編成
編成 (両)		編成
編成 (両)		編成
編成 (両)		編成
編成 (両)		編成
編成 (両)		編成
編成 (両)		編成
編成 (両)		編成
編成 (両)		編成
編成 (両)		編成
編成 (両)		編成
編成 (両)		編成
編成 (両)		編成
0 編成 0 (両)		36 編成

(令和8年3月31日現在)		事業者名 仙台市交通局 (令和13年3月31日見込み)									
通勤型(短距離)鉄道・地下鉄において、1車両に1以上の車椅子スペースを設置している編成数(両)		改正後の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数(両)(令和5年4月施行の基準への適合状況)		改正前の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数(両)(令和2年4月施行の基準への適合状況)		車椅子スペースの数が改正後の公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数(令和5年4月施行の基準への適合状況)		車椅子スペースの数が改正前の公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数(令和2年4月施行の基準への適合状況)		案内装置のある編成数(両)	
18	編成(両)		編成(両)	37	編成(両)		編成	37	編成	37	編成(両)
72				148						148	
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成		編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成		編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成		編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成		編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成		編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成		編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成		編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成		編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成		編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成		編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成		編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成		編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成		編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成		編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成		編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成		編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成		編成		編成(両)
	編成(両)		編成(両)		編成(両)		編成		編成		編成(両)
18	編成(両)	0	編成(両)	37	編成(両)	0	編成	37	編成	37	編成(両)
72		0		148						148	

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第 3 号様式)

- 注 1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。
2. 「新幹線鉄道」とは、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道の用に供する車両を指す。
3. 「特急等車両」とは、鉄道事業法施行規則第32条第1項に規定する特別急行料金等を適用する車両として運用される比率が多い車両を指す。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
5. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項（新幹線鉄道を除く）、第2項（新幹線鉄道のみ）、第5項及び第7項の基準に適合している編成の数を記入すること。
6. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。